

文字要件に係る今後の検討の方針 について

2022年12月

デジタル庁

文字要件に係る今後の検討の方針

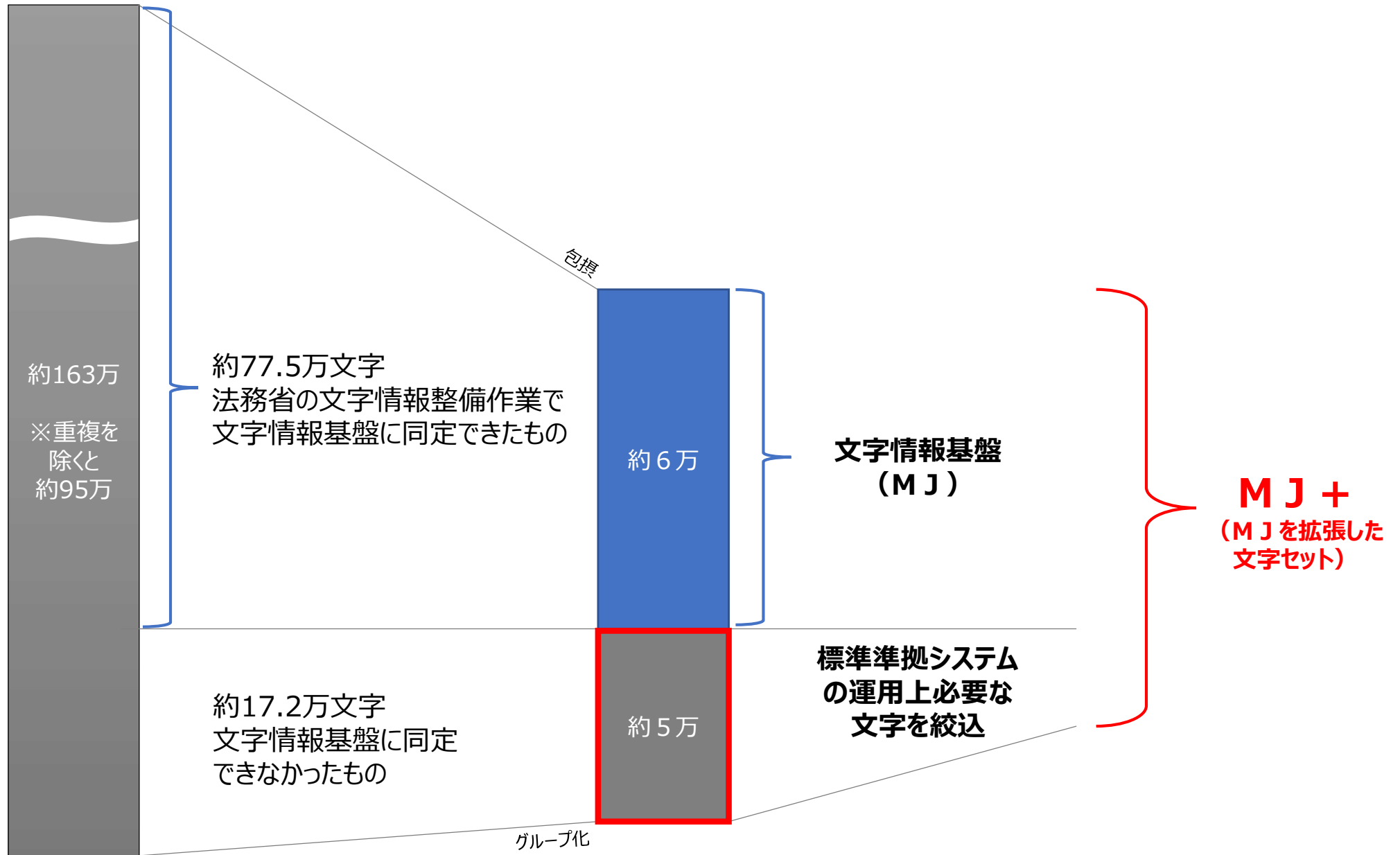
- 標準準拠システムの文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」において定めているところであるが、より円滑な標準準拠システムの開発及び移行のため、同仕様書について、令和5年3月を目途に、以下の方向性で改定することを検討することとしたい。

(改定の方向性)

- ① 「2.3 文字要件 (1) 文字セット、文字コード」について
 - ・ 現状、各標準準拠システム（戸籍システム、戸籍附票システム、住民記録システム及び印鑑登録システムを除く。）が保持するデータの文字セットはJIS X 0213:2012と規定しているところ、JIS X 0213:2012への対応をしつつ、原則として、全ての標準準拠システムにおける文字セットはデジタル庁において文字情報基盤として整備された文字セット（以下「MJ+」という。）とする。
 - ② MJ+について
 - ・ MJ+とは、同仕様書「2.3 文字要件 (1) 文字セット、文字コード」に規定する「文字情報基盤として整備された文字セット」の呼称であり、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット）である。
なお、MJ+は、関係省庁との連携の下、デジタル庁において作成し、公表する。
 - ③ MJ+への変換及びMJ+とJIS X 0213:2012との関係について
 - ・ 基幹業務システムのその他の文字セットからMJ+への同定マップ（以下「同定マップ」という。）及びMJ+からJIS X 0213:2012への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係省庁との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。
- 今後、デジタル庁において関係機関と連携して検討を進め、令和4年度末を目途にMJ+の概要を提示し、令和5年度末を目途に、同定マップ及び代替マップを提供する。

文字要件に係る現状とMJ+の範囲（イメージ）

戸籍ベンダーが
管理する文字



【参考】データ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】（2. 3 文字要件）

(1) 文字セット、文字コード

各標準準拠システムが保持するデータの文字セットはJIS X 0213:2012、文字コードはJIS X 0221:2020とする。

ただし、戸籍システム及び戸籍附票システムの氏名、本籍、筆頭者及び住所/方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。）については、文字情報基盤として整備された文字セット（(3)に規定する「文字情報基盤として整備された文字セット」をいう。以下同じ。）を保持する。なお、従来の文字セットを、文字情報基盤として整備された文字セットと対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能とする。

住民記録システム及び印鑑登録システムの氏名等（氏名/旧氏/通称、世帯主の氏名、住所/方書、本籍及び筆頭者（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。）をいう。以下同じ。）については、文字情報基盤として整備された文字セットを保持する。なお、文字情報基盤として整備された文字セットを、従来の文字セットと対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能とする。

戸籍・住記等システム（戸籍システム、戸籍附票システム、住民記録システム及び印鑑登録システムをいう。以下同じ。）以外の標準準拠システムの氏名等については、保持するデータの文字セットは JIS X 0213:2012、文字コードは JIS X 0221:2020 とする。ただし、住民に対して発行する証明書等に記載する氏名等について、文字情報基盤として整備された文字を表記する必要があるとデジタル庁が認める場合においては、氏名等に係る文字情報基盤として整備された文字と JIS X 0213:2012 へ縮退された文字を一意に変換して表示すること。

氏名等について、文字情報基盤として整備された文字から JIS X 0213:2012の文字への縮退は、デジタル庁が MJ 縮退マップを改良して作成した自治体用縮退マップを用いて行う。ただし、縮退した文字について、本人が希望する場合には、自治体用縮退マップにより縮退した文字とは異なる JIS X 0213:2012の文字とすることができる。

デジタル庁は、総務省及び法務省の協力の下、文字変換機能（氏名等に係る文字情報基盤として整備された文字と JIS X 0213:2012 へ縮退された文字との変換とを一意に変換する機能をいう。以下同じ。）を含め文字環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。

戸籍・住記等システム間において氏名等を情報連携する場合には、文字情報基盤として整備された文字とする。

住民記録システムと戸籍・住記等システム以外の標準準拠システムとの間において氏名等を情報連携する場合や、戸籍・住記等システム以外の標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合は、JIS X 0213:2012 の文字とする。

氏名等について文字情報基盤として整備された文字を利用する場合の文字フォントは、IPAmj 明朝フォント（Ver.006.01：最新）とするが、英数字について等幅間隔で管理できるように、英数字以外の文字が IPAmj 明朝フォントの字形を変えず、かつ、IPAmj 明朝フォントのライセンスの範囲内で「IPAmj明朝フォントの一部を改変した等幅フォント」を採用してもよい。

また、氏名等以外の文字フォントは、任意とする。